

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	太子町地域包括支援センター
所在地	揖保郡太子町鵜 280-1
事業所指定番号	2804100010
管理者・連絡先	金治 幸恵 電話：079-276-6639（直通）
サービス提供地域	太子町

2 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の意向を基に介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「介護予防サービス等」という。）を適正に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた計画を作成するとともに、適正なサービスの提供が確保できるよう、介護予防サービスの提供者との連絡調整等を行うことを目的とします。
運営方針	1 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。 2 介護予防支援等の提供に当たっては、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 事業所の職員体制等

管理者/介護支援専門員	1名以上	保健師	1名以上
介護支援専門員	1名以上	社会福祉士	1名以上

4 事業所の開所日及び開所時間

開所日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日及び翌年の1月2日から1月3日を除く
開所時間	午前8時30分から午後5時15分

5 利用料

（令和6年4月1日制度改正による）

サービスの種類	単位数/月	料金/月
介護予防支援（Ⅰ）	442単位	4,420円
介護予防ケアマネジメント（給付管理を伴わないものは除く）	442単位	4,420円
初回加算	300単位	3,000円
委託連携加算	300単位	3,000円

※介護保険適用の場合には、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により支払い方法の変

更処分を受けている場合については、介護予防支援に要した費用については、上記の料金を支払いしていただきます。この場合は、介護予防支援に要した費用等を記載した介護予防支援提供証明書を利用者に交付しますので、料金支払い後領収書と証明書を添えて介護保険担当窓口で支給申請すると、介護保険負担分の払い戻しを受けることができます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託（委託する場合のみ）

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	
連絡先	

7 提供する介護予防支援等の内容

介護予防支援サービス計画等の作成	<p>1 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</p> <p>2 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。</p> <p>3 利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス等計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。</p> <p>4 介護予防等計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、利用者またはその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。</p>
介護予防サービス等計画作成後の便宜の供与	<p>1 介護予防サービス等計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行い、介護予防サービス等計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。モニタリングの実施にあたっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情がない限りサービス提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回は利用者の居宅を訪問します。ただし、サービス担当者会議等において心身の状態が安定しており、関係者からの合意や利用者から同意が得られている場合においては連続する二期間に一回はテレビ電話装置等を活用して実施することができます。また、居宅を訪問しない月においては可能な限り指定介護予防サービス事業所等を訪問するなどにより面接するように努め、面接できないときには電話等により実施します。</p> <p>2 介護予防サービス等計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、計画の達成状況について評価します。</p> <p>3 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。</p>
介護保険施設への紹介等	<p>利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。</p>

8 入院時の連携について

医療機関へ入院する必要がある場合は、担当職員は利用者の退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するために、早期に医療機関と情報共有を行います。利用者は、入院の際に担当職員へ連絡いただくとともに、入院先の医療機関へ担当職員の名前及び連絡先をお伝え下さい。また、その場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

9 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、予め確認している連絡先及び医療機関等に連絡を行い指示に従います。

10 秘密保持及び個人情報の取り扱いについて

秘密の保持について	<p>1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>2 事業者及び担当職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>1 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>2 事業者は、介護予防支援等に関する記録を5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。但し、複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。</p> <p>3 事業者は、個人情報の使用にあたっては、サービスの提供のために必要な範囲で最小限に留め、関係者以外には決して漏れることがないように細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。</p>

11 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、担当職員に対し、虐待防止のための研修を実施するほか、サービス提供中に職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

12 身体拘束の禁止について

介護予防支援等の提供にあたっては、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

13 契約の解除について

利用者は支援センターに対して、いつでもこの契約の解除を申し出ることができます。また、支援センターは、利用者またはその家族が著しい迷惑行為を行うことによって、この契約を継続することが困難となった場合は契約を解除することができます。

14 相談窓口、苦情対応

この契約に関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

太子町地域包括支援センター	電話番号 079-276-6639 (直通)
---------------	------------------------

次の機関において苦情申出等ができます。

太子町高年介護課 介護保険係	電話番号 079-276-6715 (直通)
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号 078-332-5617

15 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所名)

説明者 氏名 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 _____

(利用者の家族又は代理人) 氏名 _____